1996年7月1日発行

みなみかわち 町議会ネットワークニュース（第87号）


村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418


磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621


荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:44-5136

皆様、お変わりございませんか。
今回は６月議会（平成8年　第2回定例会6/18～6/21）の
報告をいたします。

≪審議事項≫

承認第1～5号	専決処分事件の承認（三役減給処分等5件）	賛成全員	承認
報告第1～2号	H7年度町一般会計予算繰越明許否・H7年度町水道事業会計継続費の精算	〃	〃
選挙第　6号	町選挙管理委員会委員・補充員の選挙について（詳細は17ページへ）	指名推薦	
議案第　19号	非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	賛成全員	可決
議案第　20号	町災害対策本部条例の一部改正	〃	〃
議案第　21号	H8年度町一般会計補正予算	〃	〃
議案第　22号	H8年度町老人保健特別会計補正予算	〃	〃
発議第　3号	第９次治水事業五ヵ年計画策定に関する意見書	〃	採択

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：海老原平吉・伊沢剛・黒川英代・荒井英子・磯辺香代・高山映
村尾光子の７議員

もくじ

荒井英子の一般質問



1.学校設備の安全点検について

①プールの排水口について
・排水口の調査結果について。
・改善が必要な学校については、どのように改善したか。
②遊具について
・学校遊具の点検は、誰がどれくらいの頻度で行なっているのか。
・不備な箇所が見つかった場合の対処について。
《教育総務課・課長》
①排水口の蓋は、ねじ固定型であり、定期点検も行なっている。
②学校遊具は、担当教諭により月１度点検している。また、年１度専門業者による点検も行なっている。

昨年度末、文部省により水泳プールがある全ての国公私立の小中高校と特殊教育の学校計約３万２千校で排水口の調査が行われ、３割の学校で改善の必要がありとの結果が報告されています。また本県においては４割が排水口の安全性に問題を抱えていることが県教育委員会の調べで報告されています。この時本町に於いても調査報告しているわけで、既にプール開きも行なわれ使用を開始しているところもありますが、現状をきちんと保護者に報告説明が行われるべきであり、問題が無いのであれば安全宣言を出し保護者を安心させるべきと考えます。
この報告については、町・校長会の会議で提案するとのことでした。

1994年 ,5年の２年間で児童の足が排水口に吸い込まれる事故が５件起き、４名の死亡が報告されています。これは文部省が出していた通達（排水口は鉄格子などで蓋をした上、ボルトなどで固定し、いたずらで取り外しができないようにする）が守られていれば起きなかった事故といえます。

2.公園遊具の安全点検について

①公園遊具の点検は、誰がどのくらいの頻度で行なっているのか。
②砂場の砂の補充はどのようになされているのか。
③ペンギン公園（祇園４丁目）の遊具が撤去されたまま何もない状態であるが、どのような遊具を、いつ設置の予定か。
④アヒル公園（緑４丁目）の水車が、壊れた状態であるが、どのようにする予定か。
《都市計画課・課長》
①都市計画課の施設係りが、巡回し点検している。

②砂場の砂は、巡回時の判断により業者委託の上補充している。また、住民からの要請があれば補充する。
③遊具を木製にするか金属製にするか検討中ではあるが、今年度は無理。
④撤去途中であり、今後については検討中。

公園は、子供たちの自由な遊びの空間であり、車から逃れて安心して遊べる場でもあります。その公園が危険な状態のままになっているとすれば本末転倒であり、現状を把握した場合は速やかに対処していただきたいものです。今回も新遊具設置は予算上見送られたことになりましたが、ベンチの修理・設置に力を入れるとのことでした。このベンチ、ねじが取り去られるなどして大半が壊れているとの事。

今回の質問は11日に提出したわけですが、１３日には砂場に砂を入れる作業が開始されていた。とても早い対応にびっくりしてしまいました。

公園に関することの窓口は、都市計画課になります。要望は、自治会等で取りまとめてとのことでした。

また、街路樹についても窓口は同じです。樹木の病害、害虫駆除の薬剤散布は、年４回４月～９月ごろに実施されており、使用している薬剤等については、県内全域で使用している物で、人体には影響の無いものだそうです。特に害虫等の発生の著しい場合は、個々に対応可能とのことです。

3.学校教育におけるパソコン指導について

①各小中学校のパソコン設置台数。
②パソコン教育の現状とこれからの方針について
③パソコン指導者の各学校への配置人数、また指導者への教育について。

《教育総務課・課長》

①南河内中（21台）、第二中（21台）、祇園小（21台）、緑小（21台）
薬師寺小（21台）、吉田東小（19台）、吉田西小（15台）
２人に１台の割合で設置している。
②中学校においては、技術家庭科を主に、全教科でパソコンの活用をしている。
小学校は、慣れ親しむところから始めている。
指導者への教育については、校内研修や県総合教育センターでの研修を受けている。

現在の情報化社会においてパソコンは無くてはならないものになっています。学校教育に於いてもパソコンを取り入れることで学習の幅が広がり、より多くの情報が得られることになります。また、2000年をめどに全教員がパソコンの活用に関する基礎知識、技術を習得できるようにと、教員の研修の充実を図ることも求められています。先生方も益々忙しく大変だろうとは思いますが、頑張ってい

ただきたいところです。
　そして、インターネットも早く取り入れていただきたい。このインターネットには様々な情報が流れ、交流の窓口となっています。文部省は、昨年、全国の１１１校のパソコンをインターネットにつなぎ、今年は新たに１０００校をつなぐとのこと。
　コンピューターが、家庭に一台の時代になってきています。あまりの進み方の速さに目が回りそうです。でも今の子供たちには当たり前のこととなって、一人に一台となっていくのでしょうか。

4.加工センターについて

①４月、５月の稼動状況について。
②商品の開発、命名、販売について、町はどの程度まで関与しているのか。
《経済課・課長》
①加工組合が27名で発足した。４月は４日間述べ34名、5月は１４日間述べ84名が活動した。
②一切組合が管理している。町は、助言のみ。
　一部商品（おまんじゅうとキュウリの浅漬け）として販売も始まった。

　まだ動き出したばかりではあるが、当初の状況を把握しておきたかったのと、加工組合は、補助金はでているが独立採算のものであり、責任の分担をはっきりさせておきたかったのです。

雑　感

☆第１回定例会での私の一般質問は登壇と共に11時30分のサイレンが鳴りだし、そのまま立ち尽くす事となった。そして第２回定例会の一般質問は、質問と答弁が午前と午後に引き裂かれてしまった。わたしの順番は４番目。３人までの答弁で既に11時40分を過ぎようとしていたので、わたしは午後からだと勝手に思い、肩の力をぬいてしまった。そこへ議長からの登壇の声。質問を述べ終わったと思ったら、答弁は午後との指示にまた力が抜けてしまった。
議長の指示に従ったわけであるが、後から「午後にして欲しい」等と意見が言えたのだと知らされた。新しい場面に戸惑うことばかり。しかし、まぁ、午後になったおかげで前回よりは落ち着いて再質問ができたのではと思います。
☆わたしもインターネットを始めようと思い、そのための準備を始めました。
　１回線で電話２回線に相当する「INSネット64」に加入しました。
現在加入申込みが殺到しており、使用開始は８月上旬頃とのこと。しかし、こ

れにより電話番号が変更してしまうことになりました。次回の報告の時に新電話番号をお知らせできると思います。

おまけ

朝日小学生新聞（6月27日付）で、水族館のホームページが人気という記事がありました。月に6万件近く利用されているところもあり、見学の下調べに、ホームページを使っている小学校もあるそうです。

鳥羽水族館のホームページのジュゴンの紹介ページ

ジュゴン
Dugong


[大きく見る]

ジュゴンは鳥羽水族館でしか見ることのできない動物だ。海にすむほにゅう動物の中では、ジュゴンだけが草食、つまり海そうを食べているから、海牛類というなかまに入れられている。海の牛っていうわけだね。
ジュゴンは人魚のモデルなんていわれている。顔を見ると、どこが人魚だって思ってしまうけど、はだ色をした体に、魚のような尾がついてるのだから、はじめて見た人たちは、びっくりしたんだろう。ジュゴンの姿から海底の人魚の国を想像したむかしの人たちって、夢があるなあ。



むかしはゾウだった？

ジュゴンの祖先は、ゾウの祖先と同じだったといわれている。鼻はぜんぜん長くないけど、オスのジュゴンは大人になると、小さな牙がはえてくる。体にも細い毛がはえていて、ゾウみたいだ。
海辺でカバのような生活をしているうちに、海にはえてる海そうを見つけて、これはおいしいって、海の生活をはじめたのかもしれないね。



ジュゴンの鳴き声が聞けるよ。
（音声：wav 111KB）
ジュゴンのオナラが聞けるよ。
（音声：wav 82KB）

鳥羽水族館ホームページへ　かんないのごあんないへ

海遊館のホームページの表紙

海遊館

Home Page in English



世界最大級の水族館「海遊館」

「海遊館」は、太平洋にあたる深さ9mの大水槽を中心に、環太平洋火山帯（リング・オブ・ファイア）の自然環境を14の地域に分類し、忠実に再現しました。

What's New 海遊館　　海遊館ホール名画劇場

Let's enjoy 海遊館

海遊館 on Internet　　海遊館の水槽を案内します。

1.日本の森
2.アリューシャン列島
3.モンタレー湾
4.パナマ湾
5.エクアドル熱帯雨林
6.南極大陸
7.タスマン海
8.グレートバリアリーフ
9.太平洋
10.瀬戸内海
11.ケルプの森
12.チリの岩礁地帯
13.クック海峡
14.日本海溝

海遊館カルトQ

おもな水族館のホームページのアドレス（インターネットに接続してから下のアルファベットを入力するとホームページの内容が見られます）●日本の水族館のリスト http://www.iseshima.com/aquarium/index—j.html ●葛西臨海水族園（東京都） http://uof.expo96.ad.jp/tslp/ ●上越市立水族博物館（新潟県）http://www.city.joetsu.niigata.jp/ ●よみうりランド・マリンドーム（神奈川県） http://www.999.com/yomiuriland/new/index.html ●鳥羽水族館（三重県） http://www.infoweb.or.jp/toba—aq/ ●大阪ウオーターフロント開発「海遊館」（大阪市） ①http://www.hitachizosen.co.jp/②http://www.yomiuri.co.jp/（同館で飼育しているジンベエザメの成長記録が見られます）

磯辺香代の一般質問（6／18）

□……質問
⋯⋯再質 or 感想



1.「道の駅」について

①いつから行政上の課題になっていたのか。なぜ「設置にむけて推進」という決定に至ったのか。途中経過がわかりにくい。必要性についての論議がどのように行なわれたのか等も含めて経緯を伺います。

②建設に関する財政上の見通しを伺います。

③建設後の経営方法や経営責任については、どんな考えをお持ちですか。

④「道の駅」の設置を契機に南河内町の歴史的遺産の観光化を推し進めようとの声も聞かれる。観光化を急ぐあまり、「この町らしさ」・「落ち着いたたたずまい」を失わないように、配慮いただきたい。観光化についての町長の基本的な考え方を伺います。

【答弁；町長】

①平成4年4月新4号国道が全線開通した折、開通記念イベントとして、薬師寺南交差点において「道の駅」を試験的に設置したところ、道路利用者に大好評を得た。また、「全国道の駅懇談会」の一員として指名され各地見学・シンポジウムにも参加した。このような経過をもとに、「道の駅」を拠点に魅力的な町づくりを行なうべく内部検討を加えてきたが、商工会・農業団体等の強い要望もあり、平成7年度「道の駅推進協議会」を発足させた。

＊　　　　＊

町民に対する働きかけが弱いとのことだが、町としては設置の考えを持っていても、建設省の方針により変動する要素がある。きちんと決定した段階で広報するのか、その過程で随時するのか、今後の研究課題とさせていただきたい。

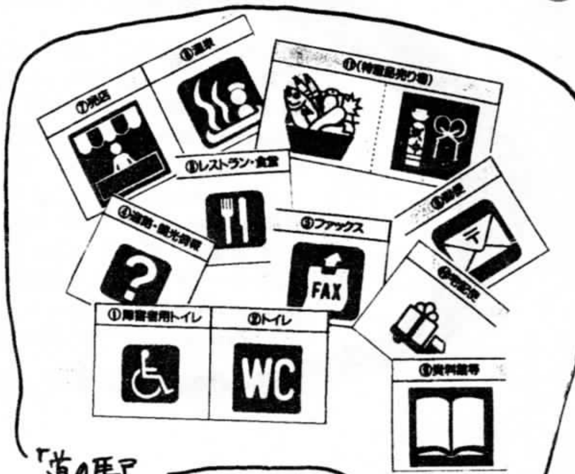
②国県の各種施策を導入し、建設省との経費負担区分が決定し次第、補助金等の各種財源確保に努めたい。

③今後の検討課題のひとつである。

④建設省の道路行政の一貫としての機能（休憩機能など）を持たせる。同時に南河内町にふさわしい機能を加えることを念頭においている。地元農産物の販路拡大と町固有の歴史資源の活用である。

新4号国道を使って南河内町を通過する人々にここの特産物を提供したい。あるいは、足をのばしていただいて、歴史を散策していただき、できれば観光農園も。

物見遊山の場といった観光概念は持っていない。



「道の駅」
（財）道路保全技術センターの資料より

行政の手続き・手順といった範疇に属することなのかもしれないが、「道の駅」構想については、一定の方向がでた段階で、「推進協議会」に移る前に、議会、あるいは直接住民に明らかにされるべきではなかったか。それも、「活性化」「地域振興」といったお決まりの言葉にたよらないで、「南河内では…」というより具体的な言葉を伴って。

住民の生活上、不可欠な公共施設と違って、このような施設については特に、その公共性・公益性が大多数の住民に、はっきりと認識され、理解され、そして支持されることが重要だ。直接の利害関係者とならない住民の理解や支持を得るためには、行政サイドからの丁寧な説明が不可欠と思う。

住民の相互理解を推し進める方法は、町民まつりやふれあいプールばかりではない。このような施設をつくる際にも、行政の姿勢しだいで、相互不信におちいったり、あるいは逆に、より深い理解にすすんだりと、どちらかに大きな作用が生ずる

「道の駅」については、直ちに反対するつもりは、毛頭ない。実現すれば、町長のいうすべての機能が発揮され、採算のとれる良い施設へと育ってくれるよう応援したい。しかし、賛否の予測される政策であるにもかかわらず、議会に登場する頃には、既成事実化しているといった行政手法には、疑問が残る。議会というのは、政策決定の場ではなく、政策決定後の場であったのか。

*　　　　*　　　　*

「活性化」とは、すごい力を持つ言葉だ。この言葉が何億ものお金を動かす。

過疎に悩む地域の住民の本当の心細さがわかるかと問われれば、返す言葉を持たない。「活性化」に夢を託すのは当然とも思う。

しかし、一つの施設による地元への活性波及効果については、そんなに大きなものが期待できるのだろうか。多くの人をまきこんだ“まつり”の状態が、毎日続くわけはないし、また、建設費償還・ランニングコストの公的負担等、いい事づくめではないのである。

過疎の村に人が帰るのは、「活性化」のゆえではない。むしろ、“静寂と癒し”を求めて……。お金を生まないこの価値を、誰がどうやって守ればいいのだろう。

2.女性行政について

①今年度「行動計画」が策定されることになっているが、タイムスケジュールをどのように考えていますか。

【答弁；企画課長】

①7月…方針決定
9月…「女性問題懇話会」設置
12月…「行動計画」案作成
3月…「行動計画」決定

内容については、県の「とちぎ新時代女性プラン第三期計画」との整合性をはかる

②南河内町における女性問題解決のための「行動計画」である以上、この町の女性問題とは何かを把握した上でのものであってほしい。そのために、この町の女性の現状について、本音を丁寧に聞き取る基礎調査が必要であると考えます予定はありますか。

②どんな施策にも基礎調査は大切。女性行政については、平成4年に実施したものがある。さらに必要なら、「女性問題懇話会」の意見を聞きながら、実施する。

女性問題は、地域、年令、職業の有無、職場環境、家族の理解度、等々によって非常に多岐にわたる。長い間、「女性はこうあるべき」と教えられ、女性自信も気付いていない多くの人権侵害を排除していこうとする「行動計画」が、策定されれば、画期的なことだ。ぜひとも<u>実効性のあるもの</u>を。

「行動計画」が社会に発想の変化をもたらさんことを！

3.平成7年度、国民文化祭実行委員会にて開発された「おかし」について

小さな「鳩サブレ」のよう　パイ皮にあんこ入り

①「薬師寺サブレ」「白鳳のゆめ」「白鳳最中」は現在どのように扱われているか。

よくある最中ってかんじ　★味は？一度ご賞味を！

②商標の所有権は誰にあるのか。

住民から募集して決めた経緯あり。

③町内や近隣市町村で店舗展開していない会社が製造しているが、今後のことをどう考えての決定であったのか。

④今後の方針は？

【答弁；文化課長】

①曙フーズ株式会社が製造販売している。工場で注文を受け付け、予約販売している。（工場は町内の西坪山工業団地内）

今は「2つの銘菓」状態。惜しい！

②登録していない。曙フーズになる予定。

③④製造委託の時点では、町内の店舗で、いつでも買えるような対応を働きかけ、会社も積極的に検討していきたいとの返答であった。その後も再三要請してきたが、現在に至っている。会社としても早急に、町内販売店を確保したいとのことである。将来、「道の駅」で販売することも検討している。

このお菓子が売れれば、町の歴史にまつわる名を持っているし、町のＰＲにも一役かう事になる。しかし、売れれば売れる程、「<u>銀座あけぼの</u>」は「<u>南河内あけぼの</u>」ということになり、「あけぼの」が持っていたイメージに変化が起こる。おみやげなどに利用され始めたら、全国に流通する。販売戦略上、軽くみてもいられないのではなかろうか。これから長く町内の物産として取り扱っていくのなら、町と会社は、今のうちに、きちんと話し合っておくべきであると思う。

村尾光子の一般質問



問１．保健・福祉行政について
(1)児童館建設について
①建設時期・場所等の具体的計画を問う。
②設計に際しては、学童保育・おもちゃの図書館開設に対応できる施設とすべく、関係住民の意見を汲み入れてほしい。

【住民福祉課長】Ｈ９年度設計、１０年度建設の計画。場所はグリーンタウン内行政センター敷地も視野に入れて検討する。敷地面積を考慮して弾力的な運用を図り複合施設として建設したい。

(2)障害者（特に知的障害者）の自立を支援するため、町内に授産所・作業所が必要と考えるが町としての見解と今後の取り組みはどうか。

【住・福課長】障害者の就労と技能修得、自立助長のため授産所は必要と認識している。設置場所・道路状況・交通アクセス等慎重に考慮して、早期に設置を検討する。

(3)ホームヘルパー（家庭奉仕員）の待遇を改善されたい。
①町条例では老人家庭奉仕員として非常勤特別職の位置付けとされているが、給与・勤務状況・身分(所属)等の現状はどうか。
人員確保・資質向上のために正職員とすべきではないか。
②登録ヘルパーの登録者数・実働状況はどうか。誰が掌握・統括するのか。

【住・福課長】ヘルパーの給料は月額１６８千円と活動費月額３千円を支給している。勤務は一般職員と同じだが非常勤特別職である。今年４月から社会保険に加入している。ヘルパー派遣事業は社会福祉協議会に委託しているので、仕事は社会福祉協議会で行っている。町高齢者保健福祉計画の目標年次(H12年)までには常勤職員とする。町条例や委託について整理すべきところがある。
現在、登録者は１名。これまでに４時間従事した。なり手がいないので登録時には資格は問わないが、研修を受けていただく。

ホームヘルパー派遣事業は老人福祉法に基づき実施されている。
在宅福祉の充実が求められている今日、ヘルパーの職務内容もこれまでの家事援助型に加えて、むしろ介護援助型中心へと質的な充実と増員が必要だ。ヘルパーが、魅力ある、やりがいのある職業とするにはそれなりの待遇改善が必須である。何年働いても昇給しない、非常勤といえども勤務時間は一般と同じでは、応募者がなかなかいないのも当然だ。ましてや、登録ヘルパーはいつ仕事があるのかも見当つかず収入を期待することもできない。町の現状を見るといくつか問題点が見えてきた。かつては町直営で行っていたが、現在は、町社会福祉協議会に委託していると明言した。
①ヘルパーはどこの職員か？この春の募集は社会福祉協議会職員としてだった。

②ならば、町の「老人家庭奉仕員設置条例」（昭和４４年制定）は空洞化しているのではないか？
③ヘルパー派遣事業を社協に委託しているのに、何故、登録ヘルパーは町総務課に登録するのか？
④委託事業なのに、何故、予算書では委託費ではなく補助金なのか？

（1）ホームヘルパー

① 確保必要数

ホームヘルプサービス事業を適切に実施していくため、町職員２人のほか、休日・夜間等の要請に対応していくため、委託ヘルパーを表Ⅵ－５のとおり配置していくこととする。

表Ⅵ-5　ホームヘルパー数　（単位：人、回）

	常勤	登録	合計
南河内町直営	2 (1,250)	16 (1,365)	18 (2,615)
特別養護老人ホーム委託	1 (625)	－	1 (625)
合計	3 (1,875)	16 (1,365)	19 (3,240)

（注）（　）内は、年間派遣延回数

② 養成研修

ホームヘルパー数を確保していく観点から国または県の実施しているホームヘルパー養成研修を積極的に受講していくこととする。目標年度までに全員が３級課程を修了できるようにするとともに、順次上級課程の修了を目指す。

③ 現任研修

ホームヘルパーの資質の向上を図る観点から、県および長寿社会開発センターの実施する研修を受講させるほか、町単独でホームヘルパーおよび保健婦の介護リハビリ研修会等を行う。

計画目標総括表　①

			平成１１年度（目標年度）	平成４年度（実績）
ホームヘルプサービス	年間延派遣回数		3,240 回	1,008 回
	寝たきりA	派遣率（必要度） 週平均派遣回数	9.4 % 3 回	
	寝たきりB	派遣率（必要度） 週平均派遣回数	14.3 % 3 回	2.6 % 2 回
	介護が必要な痴呆	派遣率（必要度） 週平均派遣回数	20.0 % 3 回	- % - 回
	虚弱A	派遣率（必要度） 週平均派遣回数	13.9 % 2 回	
	虚弱B	派遣率（必要度） 週平均派遣回数	11.2 % 1 回	10.9 % 1 回

町高齢者保健福祉計画では、11年度中までにはヘルパーを19人に増員するとしている（左記の通り）このままで計画を達成できるのか疑問だ。一方、急いで増員する程需要が無いとの声も聞かれる。このサービスの対象者は概ね６５歳以上の高齢者で、主に寝たきりや一人暮らしの方だ。あくまでも申請に基づいてサービスが提供される。介護援助にも対応でき、年齢枠を弾力的に運用すれば、そして手続きを簡単にすれば、利用したい人はまだまだ増えるはず。在宅介護を充実するには、ヘルパーの待遇改善と共に質の向上も不可欠ではないか

(4)ふれあいプラザ仮称ふれあい館の管理運営体制をどのように考えているか。
社会福祉協議会・シルバー人材センター事務局も入居すると聞いているが、来年度の開館に向け、どのように合議されているのか。

【企画課長】ふれあい館は温水プールを主体としたスポーツ棟と福祉センターからなる。現在、棟毎の開館時間や職員数について関係各課と協議している。基本的合意に達してから社会福祉協議会等と協議する。町の管理体制で行いたい。

(5)社会福祉協議会の独居老人給食サービス事業について
食材料費を一部受益者負担としてはどうか。一部有料とできない理由は何か。

【住・福課長】単なる給食サービスだけではなく、安否確認や友愛訪問、社会的孤独感解消の意味もある。現在３７人の方に配送している。有料とするには配送やボランティアとの関連や栄養士・職員配置の問題もあり現行のままで続ける。しかし、有料化の声も度々聞いているので社会福祉協議会と話し合う。

ので社会福祉協議会と話し合う。

(6)公的介護保険について、在宅介護を進めるには介護保険制度の確立が緊急の課題である。厚生省試案では、運営主体が市町村とされていることから自治体の負担増を懸念し、全国町村会は反対しているが、町長の見解を問う。

【町長】法の理念には両手をあげて賛同している。しかし、市町村の財政負担・被介護者の認定等に議論があるようで、政府・国会で充分に論議された上で法制化することが良い。全国町村会の構成メンバー全員が反対しているのではない。

先の通常国会では、結局提案されることなく閉会した。次の国会に提案するとの報道もあったが、それが臨時なのか、通常なのか分からない。取りあえず提案して継続審議する中で論議を尽くし国民的合意を得る、なんていう方策はとれなかったのだろうか？厚生省試案にしても不満はいっぱいある。しかし、公の場に問題点を曝すことによって、国民一人ひとりが、自らのこととして考える機会を作ることになるのでは。

社会福祉先進国といわれる北欧のように、すべてを税で賄うという考え方には、多分、現在の我が国では多くの賛同は得られないような気がする。余りに税金が高くなるから。消費税の税率が５％に引き上げられようとしているらしいが、この増収分が福祉財源に充てられる訳ではないようだ。福祉に対して、我々はどこまで税負担を認められるか、直接税でかそれとも間接税か、きちんと考えなくては・・。

それにしても、住専処理の６８５０億円は忌々しい限りだ！

問２．文化行政について
(1)Ｈ８年度は、文化課長は社会教育課長・図書館長・文化振興係長との兼務となったが、その意図は何か。文化行政の後退ではないか。

【町長】本町の職員平均年齢は３５．２歳と他町村に比べ若い。職員の年齢構成・経験等を

勘案したが、課長への昇任該当者がいなかった。他意はなく、来年度は兼務を解きたい。図書館などそれぞれの部署に有能な補佐役を配置してあるので、これまで文化行政の後退は無く、ここ１年間もしない。

(2)町文化協会は設立１０年目を迎えている。活動をどのように評価しているか。
町体育協会と同等に処遇されたい。

【町長】文化協会の活動には素晴らしいものがあり、町民の文化への意識を高めつつあることは高く評価する。しかし、文化とは精神的・内面的活動であり、いつでもどこでも誰でも即座にできる活動ではないので、補助金の増額は考えない。また、体育協会と比較して、規模・活動の範囲・内容・参加する人員に雲泥の差がある。体育協会は町民体育の向上・町民健康増進のため町民あげての組織で、町体育行政の実践部隊である。文化協会とは本質的にその内容・性格が異なる。体育協会と同等に処遇と言う訳にはいかない。

文化の捉え方が違うなー。質問しながら、何かプッツン！とした感じだった。国民体育祭と国民文化祭の歴史が異なるように、国全体で体育行政と文化行政の内容には大きな差があるのが現状だ。国策からしてそうなのだから、ある程度はやむ得ないと考えられないでもない。だが、しかし、もはや生涯学習を推進しようと国のレベルでも声高に言っているではないか。町だって生涯学習推進体制を整えて何とかしようとしているのだ。当然、スポーツばかりではなく、職業に関する学習ばかりでもなく、生き甲斐につながる文化活動だって推進しようとしているはずだ。それなのに、高尚な芸術・芸能だけを想定しているのでは、日常の住民活動からの発想からかけ離れているとしか思えない。

健康増進にはスポーツしか考えないのか？趣味活動として書道や手芸・読書等諸々の文化活動が、どれほどその人の健康維持に役に立ち生き甲斐になっているか、分かっていないな。そんな文化活動をしている人たちがすべて文化協会に加入しているとは限らない。何故なら、協会会費を納め、一方、目に見える特典に乏しいからだ。それでも、町全体の文化水準を向上させたい思いを抱いている人達が会員だ。

体育協会の事務処理は町職員があたり、体育指導員という町非常勤特別職と、自治会体育部長（体育協会長委嘱だが報酬は町から支出）が役員として位置付けられ事業実施に大きく貢献している。長年かけて体育行政と体育協会を混然一体とさせてきたのだ。町補助金は１２５万円（＋県町村会10万円）。

補助金増額のみならず、文化指導員がほしい。講演会ばかりではなく多様な文化事業を開催してほしい。文化施設がほしい。文化協会への補助金は３０万円、年１回の町民に向けた自主企画事業等すべて自主運営している。

“ハード事業からソフト事業へ逐次軸足を移していきたい”との町長のことばの真意は何なのだろう？

問３．その他の事務事業について

(1)グリーンタウン内に住民係窓口を開設されたい。

コミ・セン事務室、公団事務所跡を活用し、出先窓口の設置を求める。

【企画課長】窓口開設の緊急性は薄い。住民票の窓口請求は年間13000件で、6000世帯とすると１戸当たり年間2～3件となり、窓口利用頻度は少ない。また、田川以東など役場から４～６kmも離れている地域に相当な住民が住んでいる。２kmしか離れていないグリーンタウンに窓口をつくるのは行政のバランスがとれなくなる。慎重に考える。

【都市計画課長】公団事務所は実質的に移転しており、現在は下請け業者の事務員がいる。いずれは払い下げになるだろう。公団には町も譲り受けを希望していることを伝えてある。

町の面積は31.53km² (3153ha)、グリーンタウンは142ha(南河内町)。町全体の１/２２の狭い区域に、人口の半数が住んでいる。人口密度の高い地域と低い地域、行政のバランスとはそれらをすべて同じにすることなのだろうか。答弁を聞いていてつい公民館東分館とＧＴコミ・センを比較してしまった。建設費は3～4倍、職員3名配置(常勤1+非常勤2)、冷暖房完備。公民館とコミセンの比較はできないというなら、仁良川コミセンは町が建設、一部に簡易郵便局が入居し町が使用料を仁良川コミュニティー推進協議会に支払っている。自主管理とはいえ施設管理と使用料に、ＧＴにはないものがある。

ＧＴコミセンはグリーンタウンコミュニティー推進協議会が管理している。窓口業務はグリーンクラブが格安の値段で委託を受けている(時給たったの250円！と聞いた）。それらの財源は自治会からの世帯割り負担金と使用料。ここに町職員が居たら、どんなにか楽になるだろうに！

(2)町政懇談会廃止の理由と今後の広聴のための具体策を問う。

【総務課長】Ｈ５年度から、それまでの町民会議を替えて開催してきた。意義が薄らいできたので、Ｈ８年度からはいつでも、どこでも、誰にでもの趣旨で「町長への手紙」を実施する。料金受取人払いの葉書を町広報に折り込み、また、公共施設にもポストを設置する。

(3)生涯学習推進に向け、庁内の連絡会はどのように機能を発揮しているのか。

行事の内容や日時に重複が多く、連絡調整が不充分ではないか。

例：ごみ美化キャンペーンとふれあいスポーツ、

公民館事業と保健衛生課、社会福祉協議会事業など

【社会教育課長】庁内推進委員連絡会は委員長を総務課長として各課代表者３８名で構成している。生涯学習に関する企画運営や情報収集、縦割り行政の見直し等を積極的に進めている。総務課長が招集し、年６回連絡会が開かれている。

傍聴感想

役場論理に矛盾？

６月１８日の本会議を傍聴しました。この日は７名の議員の一般質問もありました。自治会長さんも数人来ていました。傍聴席はいつもより賑わっていたように思います。

“道の駅”について数人の議員から質問がありました。そんなに必要なのか、本当に産業振興になるのか、疑問に思いました。近所の人のみの利用になってしまうような気がします。

グリーンタウンに住民係窓口設置の提案に対して、課長は「役場まで４～６㎞も離れている地区もあるのに２㎞しか離れていないグリーンタウンにはつくらない」と答えました。一方、文化協会への補助金について、町長は「体育協会には多くの町民が参加し、スポーツは健康づくりに役に立っている。文化協会は会員が少なく、精神的内面的なことなので体育協会と同等にはできない」と答えました。人数が多いところには手厚く、少ないところには少々にということでしょう。それなら、町民の半数が住むグリーンタウンに、住民係の窓口をつくっても良い筈です。

町長と課長の答弁には論理の矛盾を感じました。人口密集地域と農村地域、何でもすべて同じにというのもおかしなものです。行政サービスは住民に対してなされるのだから、人口が多いところに集中しても致し方ないところもあるのではないでしょうか。ＧＴからの町税収入も多いだろうに・・・

議案や一般質問についての資料が手元にないので、理解に苦しむところが多々あります。せめて項目だけでも、傍聴者のために準備してほしいと思います。

―― ＧＴ　Ｍ. ――

初めての議会傍聴でした。私は午後からの傍聴で、まず始めに総務課で受付をして傍聴券を手にしたのですが、さて議場はどこから行けば？という始末でした。階段を上がっていく道は物がたくさんあって、なにか倉庫にでも行く雰囲気でした。中は明るーいという印象はなく、何となく薄暗い感じでした。(こんなものかなーとも思いましたが)

情勢に勉強不足の私には課長さん達、又、議員さんの使われる言葉はむずかしく、事前に資料を提供して下さった村尾さん達に感謝でした。あの資料が手元に無ければ、危うく睡魔におそわれるところでした。

私は障害児を持つ親ですが(平成６年に障害児者父母の会きしゃぽっぽ誕生)、この子達が学校を終えた将来、働く場が欲しい、この地域で皆様と共に生きていきたいという願いを持っております。ですから、村尾さんの“障害者の自立を支援するため町内に授産所が必要と考えるが、町としての見解を”と質問されたことに一番の関心がありました。ですが、福祉課課長さんの回答にはガックリ！早急に考えておくという姿勢は示したものの、ただ抽象的なだけであってあれでは答えになっていません。途中で帰らなければいけない時間になってしまい、村尾さんの再質問が聞けなくて残念でした。障害者ばかりではなく、これから来るべき高齢化社会、弱者隔離の考え方ではなくノーマライゼーションの理念に基づいた施策がたてられなければいけないと思うのです。

学校プール排水口の安全性の件、「道の駅」構想の件(そんなのあったっけという程無知でした)、公的介護保険についても、どれも大切な事ばかり、納得のいくよう論議されなければいけないものです。町民がしっかり目を見開いていかなければいけないのだなあーと感じました。このような場に来ると町の様子(問題)がよくわかり、また、自分が何もわかっていなかったことがわかりました。

―― 緑６丁目　久慈優子 ――

町議会を傍聴して

私はつねづね、女性が政策決定や意志を決定する場にもっと増えるべきだと思っています。昨年、ＷＡＰＰＬＥ（わっぷる・女性と政治・和やかな連帯）を呼び掛け、ささやかな勉強会をもっています。６月２８日には、最寄りの議会を傍聴して感想を言い合おう、という予定になっていますので、６月１８日の南河内町議会をその一つに選びました。

この日は、午前中は仕事がありましたので、午後だけの傍聴です。６月７日の西那須野町議会も、１日で７人の質問者でしたから、時間はほぼ同じに進むと予想して、昼食を済ませて職場を出ました。着いたのは午後２時３０分、村尾さんがそろそろ始まる頃かな、と思っていたら、質問はもう終わっていて、担当係りの答弁の最中でした。

１０時半頃から始まると聞いていたのに、もう７人目の終わりがけとは、ずいぶん早い進み方です。こんな事ならお弁当食べずに来れば良かった。村尾さんが個人的に準備されたという一般質問通告のコピーを見ながら、再質問と要望を聞きました。

（３）のホームヘルパーの待遇改善、（５）の独居老人給食サービスの、食材一部受給者負担などは、現場に関わる人達の姿が見えてきそうな質問内容でした。しかし、答弁は印象に残っていません。村尾さんの再質問は、その話しぶりまで思い出せるというのに。

今までの傍聴を振り返っても、答弁は記憶に残らないような話し方が多い気がします。また、意味がよく分からないことも多く、いつも、傍聴席から質問できたらどんなにすっきりするだろう、と思います。答弁の担当係りとしては、内部の方針や進捗状況を明らかにするのは得策ではない、という思いがあるのでしょう。そこで、議会は、表面的、形式的なやりとりになってしまいます。もっと地方政府の側が、情報を公開する姿勢になれば、本気のディスカッションができるし、議員もやる気になれるでしょうに。

６月１１日の朝日新聞の夕刊に、「職場の不正」という特集記事がありました。その中に次のような投稿がありました。

公立高校の高齢の講師が、他県から編入試験を受けた少女についての、合否判定会議に出た時のこと、過去に問題のあった生徒なので教育しにくいからと、不合格の評定が大勢を占めていた。パートの身で組織を恐れる理由のないこの人は、定員に空きがあり、悪い生徒を直すのが教師の仕事、と常識をを述べたところ、若い女教師が賛成の側に加わり、半数を少し超えて合格が決まった。少女は大きな問題も起こさず、成績も上の方で過ごした、というものです。若い女性教師が正義を敏感に感じとり、実行した話として読みました。

女性議員を増やそう、女性行政課を設けようというと、男女平等の考えに合わない、という人達がいます。私は、日本の現状はまだ男性中心の社会で、女性は新しい風、新しい波だと思います。国も地方も政治の古い慣習にがんじがらめの日本の政府で、小さな穴を開けて風を入れるのは、やはり女性議員です、遅れて登場した女性議員だから、正義の眼でそれができる、と思います。

３０分間の傍聴でしたが、村尾さんの町政への丁寧な姿勢を感じました。政治は日常生活のためのものなのよ、と改めて教わったような質問の内容でした。

ところで、南河内町の議場への階段は、議員さんは赤い階段を、傍聴者は青い階段を昇るのです。そして、それぞれ赤いドア、青いドアを押して入るのです。誰の、どういうつもりのアイディアかなあ。

Ｙ．Ｈ．

傍聴感想

第２回定例会（６月１８日～２１日）中、６月１８日の一般質問を傍聴した。前回も多数の傍聴者がいたが、今回も２０人以上の傍聴者。今回の一般質問は７名。これもいつもより多い。特に４人の新人がそろって登壇している。

例によって傍聴者には資料がないので一般質問の議員と答弁をできるだけ聞き漏らさずにメモをとろうと思うが、良く聞き取れない箇所や書き取れなかった箇所があったり・・・。傍聴に行く人はそれなりに町政に関心があり問題意識を持っているのだから、ただ聞き流すわけには行かない。また、この様な機会でないと得られない貴重な情報もたくさんある。それらはできるだけ正確に記録したい。そのような傍聴者のために是非とも資料を用意して欲しい。最低事前に提出された通告書の写しだけでも用意していただきたい。それ程難しいことではないと思うのだが。

さて、今回全般を通して感じたのは７人中４人が「道の駅」について質問をした事だ。それぞれ少しずつ質問の仕方は違うものの、町長や担当課長の答えは「先程お答えしました通り～」と同じ事を繰り返す。一般質問は事前に通告してあるのだから、同じ内容についてはまとめて回答する方が効率的だと思う。その上でさらに質問のある議員がすれば良い。

次に、議員の質問とそれに対する答弁の方法だが、一人の議員が何項目か複数項目の質問をする場合、現在のやり方はまず質問をする議員が登壇して質問を全部述べ次に町長や担当課長が全部の質問に対し答弁をする。質問が２、３項目ならそれでも良いと思うが、何項目もある場合は分かりにくいし、担当の関係で必ずしも順番通りでなく項目を飛ばしまとめて答弁などということもある。再質問、再々質問とそれに対する答弁もある。

質問は一項目ずつにして、それに対しそれぞれ答弁、再質問をするようにしたら我々資料を持たない傍聴者は分かりやすい。なお、議員の質問は２回（再々質問）までで打ち切りとなっているが、その中で明確な誠意ある答弁がされているとは言い難い。形式や慣習にとらわれず、十分な審議を尽くすよう柔軟な対応を望みたい。

傍聴のたびに質問者と答弁者に何かかみ合わないものを感じることがある。言葉のやりとりがうまくいってないと言うか、基本的な認識の違いと言うか・・。十分議論できるようにするにはどうしたら良いのだろうか。質問者の質問の真意をくみとってくれる努力をもう少ししてくれたら、理解してくれたらと思ってしまう。

後で聞くところ、今回の議会傍聴には自治会長連合会の会長を初め各自治会長の面々がいらしたそうだ。議員たちも顔見知りの人が傍聴席にいるとうれしそう（？）で、休憩時間には傍聴席の顔見知りに声を掛けていた。今回は、連合会の会議で自治会長も議会を傍聴しようということで連れ立って来たそうだが、これを機会にまた足を運んで町政に関心を深めていただき、地域住民の声がもっと行政に反映されるようになって欲しい。

その他、感じたことを追記すると、

①議場の冷房が良く効いていて、長く座って傍聴するには涼しすぎる気がした。
（役場の他のフロアより冷えている。）

②オーバーヘッドプロジェクター等の機器を活用すると、地図やグラフ、図などを説明するのに便利だし、我々傍聴者にも分かり易くなると思う。

議会の様子に関心のある方は、是非一度足を運んで見ると良い。また、定例議会の後には３人の議員による「ネットワークニュース」が発行されるし、議会報告会もあるので是非共生の声を聞いて欲しいと思う。

（H. M）

～ 町選管委員及び補充員の選挙について ～

報告：荒井英子

指名推薦による選挙の結果、以下の方々が選ばれました。
任期は、平成8年6月29日から4年間です。

☆ 選挙管理委員会委員

大島 祥司 氏 （T15生、東 根）
大島 虎 氏 （T13生、下坪山）
富永 準三 氏 （T14生、成 田）
佐伯二三雄 氏 （S7生、祇 園）

☆ 選挙管理委員会補充員

一条 潔 氏 （S8生、緑）
川根 敏治 氏 （S8生、仁良川）
慶野 道知 氏 （S5生、磯 部）
上野 甚 氏 （S7生、中川島）

荒井・村尾・磯辺はごみ検討委員会にはいりました。

正式な名称は「南河内町ごみ減量化・分別推進検討委員会」。
公募枠があり、ごみ問題に関心のある南河内町住民なら、誰でも参加できる。
任期は2年。今年の公募で参加した委員は12名。委員全部で38名。

会長は町長。村尾さんは副会長に。

村尾さんは、検討委員会発足当初から関わってこられた。他にも、当初からの委員の方々がいらっしゃる。その中に混じって、まずはいろいろと学ばなくてはならないと思っている。

5月20日、初めての会合。
「生ごみの堆肥化」「ビニール・プラスチック系ごみの減量化」
「ごみの減量化と分別収集をより深く理解していただくこと」等々、
多くの課題がありそうだ。



（磯辺）

～トピックス～

農業委員会委員、まもなく改選

是非、女性委員を！

農業委員は７月１９日で、３年間の任期が終了します。農業委員会は法律に定められた行政委員会で、農業行政上重要な役割を持っています。議会からは３名（法律では５名以内の規定）を推薦します。

これまで、議会では指名推薦や投票による選出方法で推薦を決めてきました。今回も任期満了前までに、推薦を決める臨時議会が開かれることになっています。

６月定例会では選挙管理委員会委員とその補充員を選挙しましたが、それに先立つ全員協議会の席上で、私は、地域的な配分と併せて、是非女性も入れてほしいと意見を述べました。残念ながら女性登用は実現しませんでした。次回は農業委員推薦のときにまた意見を言おうと強く思っていた矢先、宇都宮大学の宇佐見先生にお会いしたり日本農業新聞の興味ある記事を読みました。また、農水省のこれに関しての局長通達や都道府県農業会議会長会の要請文が町長、議長に提出されていることも分かりました。農業は女性の手によって担われているところも非常に大きいです。

女性農業者の皆さん、奮起しましょう！　（村尾）

ことば　農業委員選挙

「農業委員会等に関する法律」に基づき公職選挙法を準用する。選挙による委員と市町村長が議会、ＪＡ、農業共済組合から推薦を受けて選任する委員がいる。身分は、非常勤の特別職の地方公務員。

日本農業新聞 1996.6.19から
宇佐美先生のコメントもあった。

推進綱領定め申し合わせも

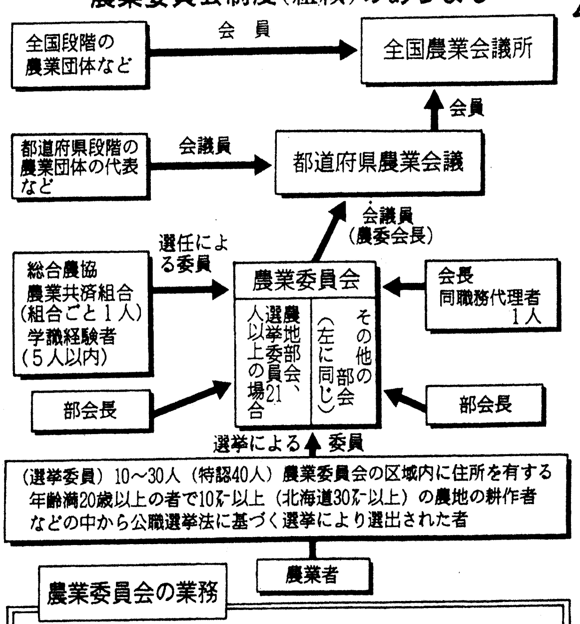
農業委員会系統は、昨年十二月に農業委員会等制度研究会の報告書「農業委員会系統組織の展開方向―地域の特性に応じた農業の確立に向けて―」を受けた。この中で、組織体制の問題点の一つとして「（農業委員会は）青年農業者、女性が極めて少ない構成となっている」と農業の実態に合っていない点を指摘。

また、同報告を踏まえ農水省は二月、全国農業会議所に通達し、「個性と活力のある農業委員会の確立」を求めた。

都道府県農業会議会長会議では、統一選挙に臨む基本的な対応方針の一つとして「青年、女性を含めた多様な人材の登用」を盛り込んだ「第十六回農業委員統一選挙対策推進要領」を定め、要綱にのっとった「申し合わせ」も決議している。

すでに、各市町村農業委員に徹底、議会推薦などの人選に動き始めているが「趣旨は分かるが、女性が委員として十分働けるかという声があり、出せる状況ではない」と、現場での登用の難しさをもらす農委関係者もいる。

農業委員会制度（組織）のあらまし



農業委員会の業務

（１）農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法、その他の法令によってその権限に基づく事項を行うこと

（２）
①農地などの利用関係についてのあっせんおよび争議の防止
②農地などの交換分合のあっせんその他農地事情の改善
③農業および農村に関する振興計画の樹立および実施の推進
④農業生産の増進、農業経営の合理化および農民生活の改善
⑤農業生産、農業経営および農村生活に関する調査および研究
⑥農業および農民に関する事項について啓もうおよび宣伝

（３）農業および農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、諮問に応じて答申すること

利根川水系連合（1都6県）水防演習・視察研修参加

報告：荒井英子

消防委員として初出動！！

5月18日、消防団・消防委員・婦人防火クラブ、そして事務局総勢37名で、水防演習の視察に参加してきました。

45回目の水防演習は、茨城県取手市、利根川の左岸大利根橋下流で行われました。1都6県とは、東京都、神奈川県、茨城県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県です。

ひと広場

張り切る女性消防委員
女性として初めての南河



内町議会選出の消防委員になった磯辺香代さん(四二)＝同町祇園二丁目、写真右＝と荒井英子さん(三八)＝同四丁目。十七日には真新しい制服に身を包み、茨城県内で行われた大規模な水防演習にも参加、「やはり日ごろからの訓練が大切。あらためて認識を新たにしました」と声をそろえる。

二人が住むグリーンタウン地区には、新興住宅地ということもあって消防団組織もない。荒井さんは「消防団の問題も含め、自分たちが防災に当たる、という意識を住民の間に高めていきたい」と言う。二人はつい最近、議員になるまでは一般の主婦。このため磯辺さんは「消防という問題と町の主婦たちをつなぐパイプ役としての役割が果たせれば」と話している。

H.8.5.21. 下野新聞

『水防ってな～に？』

大雨や台風で川の水かさが増すと、洪水の危険が…。そんなときに備えて、普段から流域の安全を守っているのが水防団です。

昭和22年9月、利根川水系に大きな被害をもたらしたカスリーン台風、その後も利根川では度々大きな洪水がおきて、各地で大被害を受けていました。これらがきっかけとなって、水防演習の重要性が叫ばれるようになり、昭和27年に第1回利根川水系連合水防演習が行われました。

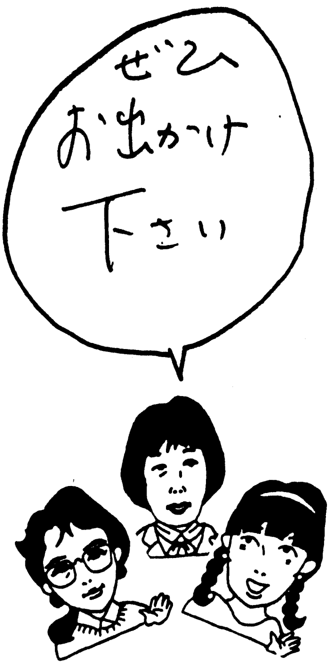
その後この水防演習は、水害の多発する出水期を控えて、水防団の士気の高揚、作業能力・技術の向上を図ると共に、水防体制の整備と住民の方に対する理解と協力を深めてもらうため、毎年、利根川水系の各県において順に開催されています。

※水防月間＝5月1日～5月31日・北海道は6月1日～6月30日

今回は、水害における演習でしたが、目の前で繰り広げられる演習に日頃からの積み重ねを感じました。そして、私たちも避難場所を家族全員で確認しておくなど、普段からの心掛けの必要性を感じました。

災害に備えて私達は何をすべきなのか。災害時の対応を身につけていくためにはどうしていけばよいのか。

また、私たち消防委員としては何をすべきなのか、考えていきたいと思います。



6月議会の報告会を開きます

7月14日(日)

とき：10:00 〜 12:00 a.m.
ところ：GT コミュニティーセンター

★ 町政へのご意見をお聞かせいただきたいと思っています。

あとがき

肌寒かったり、蒸し暑かったりと気候が定まりません。
いかがお過ごしでしょうか。
「ネットワークニュース」が皆様のお手もとにできる限り速く届くように、大急ぎで編集させていただきました。"おさぼり"できないシビアな3人体制が交かいています。
さて、議会の方は7月に、どの常任委員会も視察にでかけます。

教育民生常任委員会
- 宮城県南郷町
- 「24時間ヘルプサービスについて」
- 7/10 〜 7/11

(村尾)

経済常任委員会
- 群馬県玉村町
- 「農業公社の活動状況について」
- 他
- 7/15 〜 7/16

(荒井)

建設常任委員会
- 新潟県関川村
- 「道の駅の概要について」
- 7/4 〜 7/5

(磯辺)

次回には、ご報告致します。
ご期待下さい!!
(いそべ)